

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間

【要請期間】 令和5年3月1日(水) ~ 令和5年3月12日(日)

基本的な考え方	感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。
---------	---

区域	沖縄県全域
----	-------

現況	<p>沖縄県における直近1週間の新規陽性者数は、1月12日から減少傾向が続いている、それに伴い病床使用率も改善傾向にあります。</p> <p>一方で、インフルエンザ患者の感染状況は、2月中旬以降は減少に転じているものの、いまだ高水準にあり、一部の医療機関では、救急外来や一般外来の制限を設けたままとなっております。</p> <p>感染を抑制し、医療負荷の軽減を図るため、県民・事業者の皆様におかれましては、引き続き県の方針に沿った取組をよろしくお願ひします。</p>
----	---

県の方針	警戒レベル2を維持しつつ、感染対策とワクチン接種を呼びかける。 また、重症化リスクや症状等に応じた受診の呼びかけを行う。
------	---

感染拡大時 (レベル3移行時) の対応	<p>感染が拡大し警戒レベル3に移行した場合は、医療ひっ迫防止対策強化宣言を行い、県民や事業者等に対して医療ひっ迫を防ぐための協力要請・呼びかけを実施する。</p> <p>【協力要請・呼びかけ例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることを含めて慎重に検討判断する。・ 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、医療機関においては可能な限り対応する。・ 高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目でのPCR等検査を行う。 等
---------------------------	--

県民の皆様へのお願い

県民・事業者の皆様におかれましては、**感染への備えと感染対策のご協力を
お願いします。**

- ◆ 重症化予防効果が期待される**ワクチン接種**を、積極的に検討してください。
- ◆ **日頃から**3密を回避し、換気・適切なマスクの着脱・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。
- ◆ **会食や友人との交流の際**は、できるだけ大人数、長時間の集まりを控えてください。
- ◆ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、**少しでも症状がある場合**、通勤、通学、外出、会食を控えてください。

① ワクチン接種は

オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします(組換えタンパクワクチンであるノババックスワクチンの接種も可能です)

- 12歳以上の対象者につきましては、重症化予防効果と今後の変異株に対する有効性が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を、積極的に検討してください。生後6か月以上12歳未満の対象者も接種の検討をお願いします。
- ワクチン接種を最新の状態にすることで、重症化等のリスクが低下します。高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、未接種者は、是非、接種の検討をお願いします。
- ・ 季節性インフルエンザが流行しています。インフルエンザワクチンの接種もお願いします。

② 日頃から

感染対策を心がけ、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします

- 換気、場面に応じた適切なマスクの着脱、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう(特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦)。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用(一般用)の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。

③ 会食や友人との交流の際は

できるだけ大人数、長時間の集まりを控え、屋内や会話する場面ではマスクを着用しましょう

- 子どもが集まる場面(学童、学習塾等)では、換気や場面に応じた適切なマスクの着脱などの感染対策を大人がチェックすること。
- できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と会食を行うこと。大人数で会食を実施する場合は、できるだけ検査で陰性を確認すること。
- 大人数でマスクを外すイベントは控える、又は検査で陰性を確認しましょう。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。
- 感染防止対策認証店以外の店を利用する場合、4人以下2時間以内で行うこと。

④ 体調不良のときは

発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 高齢者や妊婦、透析患者を含めかかりつけ医がいる方はかかりつけ医を利用し、症状がつらい方(水分がとれない等)で受診を希望する方は、県の発熱コールセンターに相談してください。
- 軽症であれば医療用(一般用)の抗原検査キットを活用し、市販薬で自宅療養してください。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】
【来訪後：法24条第9項 協力要請】

- 来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越しください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。また、来県前・来県時においては、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、旅行開始の2週間前までにワクチン接種を最新の状態にすることを推奨します。
- 帰省や民泊、イベント参加など旅先での感染リスクが高い場合、PCR等検査で陰性を事前に確認してください。
- 持病のある方は、旅行中無理をせず体調管理を心がけましょう。また、ご自身が日頃処方されている薬を把握し、来県する際には、持病の薬を旅行日程分より多めに持参してください。
- 沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)で、感染状況など情報を発信しておりますので、ご活用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。

【旅行者専用相談センター沖縄（「TACO」：Traveler's Access Center Okinawa）】

電話番号：098-840-1677 運営時間：8:00～21:00(年中無休)

飲食店等の皆様へ

【○:法24条第9項 協力要請】
【●:法によらない協力依頼】

対象施設	[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>○沖縄県感染防止対策認証店については、引き続き、業種別ガイドラインの遵守など、感染防止対策を徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。</p> <p>①店舗内の衛生管理:店内の十分な換気を行うことや、お客様が触れる場所・器具の消毒</p> <p>②従業員等の安全衛生管理:従業員の就業前の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種推奨</p> <p>③お客様の安全:入店時の検温、手指消毒の徹底、余裕をもった配席など (軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店のお断りや、お客様への感染防止対策の協力の周知) 等</p> <p>○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、同一グループ・同一テーブル原則4人以下とすること。</p> <p>●沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、利用者に利用時間を2時間以内とする呼びかけをお願いします。</p> <p>○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、感染防止対策を徹底し、早期に「沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)」を取得することを推奨します。</p>

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催をお願いします。

施設の収容定員		
5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
収容定員まで可		収容定員まで可（感染防止安全計画を作成した場合）
	5,000人まで可	収容定員の半分まで可

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 令和5年3月13日以後にイベントの開催を予定している場合は、令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の感染防止策を参考に対策に取り組むこと(マスク着用に関する感染対策等が変更されています)。
- 参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（収容定員が設定されていない場合においては、5,000人超の参加が見込まれ、かつ十分な人ととの間隔が確保できない（身体的距離が1m確保できない）イベント）については、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。
- 県が求める要請を満たさない場合は、要請に沿って見直すか又は自粛すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合、主催者は会場内に飲食するエリアを指定して、それ以外の場所では飲食しないよう求めること。また、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用等)を徹底するよう周知すること。
- アルコールを提供する場合は、指定された飲食エリア以外では飲酒しないよう求めるとともに、飲食エリア内であっても長時間の飲酒や飲食時の大聲など感染リスクの高い行動を防ぐための呼びかけを行うなど、適切な感染対策をお願いします。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

商業施設、集客施設の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を実施すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- 入場者が密集しないよう整理・誘導（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(特にフードコートについて、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底などの措置)

事業者の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 従業員が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該従業員を出勤させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- 在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること。
- 事業継続が求められる業種は、事業継続計画(BCP)の策定や再点検を行うこと。
- 業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備をお願いします)。
- 子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること（小学校休業等対応助成金等の活用による従業員の有給休暇制度の創設等をお願いします）。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。

高齢者施設、障害者施設へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(沖縄県コロナ対策本部)」及び「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」に基づき対応すること。
- クラスターが起こりうることを前提に事業継続計画(BCP)の策定に努め、陽性者の周囲への一斉検査を実施すること。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- 事前の検査など感染防止対策を行った上で面会を実施すること。面会は利用者・家族にとって重要であることから、地域における発生状況や、体調・ワクチン接種歴・検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。
- 従業員向け定期検査を行い、利用者にワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備をお願いします)。

各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 市町村におかれましては、オミクロン株対応ワクチン等を希望する方が接種できるよう、引き続き体制整備をお願いします。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気を行うとともに、屋外で周囲に人がいなければマスクを外すなど場面に応じた適切なマスクの着脱を周知する。
- 卒業式においては、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」に沿った対応をお願いします。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 部活動は、感染対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 部活動の実施中以外の練習場所や部室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団で飲食する場面やバスなどの移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。
- 未就学児・小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

3月13日からマスク着用の考え方方が変わります！

2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されました。

なお、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、4月1日から適用されます。

1. 着用は個人・事業者の判断へ

- これまで、行政がマスクを着用すべき場面を定め、マスク着用を呼びかけてきましたが、**3月13日以後**は、**マスク着用を個人・事業者の判断に委ねる形**に変わります。
- 事業者において**、感染対策又は事業上の理由から利用者又は従業員に**マスク着用を求める**ことは許容されるとしております。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な**下記の場面**では、マスクの着用を推奨します。
 - ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等**への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時等**混雑したモノレールやバス**に乗車する時

3. 症状がある場合、必ずマスク着用！

- 症状がある者、検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者が、通院等やむを得ず外出をする時には、周囲の者に感染を広げないため、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。
- また、マスク着用の考え方方が見直されても、感染症法上の位置づけが変更されるまでの間は、引き続き、**検査陽性者や濃厚接触者は外出自粛をお願いします。**

4. 引き続き基本的な感染対策へのご協力をお願いします

- マスク着用の考え方方が見直されても、**基本的な感染対策は重要です。**
- 引き続き、「**密集・密接・密閉**」の回避、換気、手指消毒などの感染対策をお願いします。
- 毎日の健康観察を行い、発熱、のどの痛み、咳など少しでも症状がある場合、外出を控えてください。

令和5年2月24日

保健医療部

無料検査の延長（3月末日まで）について

- 無料検査は、感染拡大期における県民の感染不安解消のために、都道府県知事の判断により実施されている。
- 現在、国とは2月末までの実施で調整を終えているが、下記の現状を踏まえ、3月末まで延長したい。

【現状】

- 県内の感染状況は、2月21日時点の人口10万人当たりの新規陽性者数が45.65人、重症者用病床使用率が2.2%、病床使用率が8.9%と改善傾向にあるが、インフルエンザが6週連続で警報発令中であり、一部の医療機関では、救急外来や一般外来の制限を設けたままとなっていることから、警戒レベルは依然として2を維持している。
- また、2月11日から2月17日にかけての受検件数は1週間当たり8,359件、うち陽性者数は160件(1.91%)と、引き続き一定の検査需要がある。
- 加えて、3月は旅行や進学等により人流が活発化され、過去の経験からも感染が拡大する可能性が高まることから、県民の感染不安解消のため、無料検査の延長は必要と考える。

クルーズ船の受入対応について

【概要】

- クルーズ船の寄港受入に際して、保健医療部、文化観光スポーツ部、土木建築部で意見交換等を行い、沖縄県としての受入条件等を示した、これまでの「当面の受入対応」は、国内クルーズ船の寄港受入れに限定したものであったことから、国際クルーズ船についても対象として見直しを行った。
- 国内及び国際クルーズ船の受入に際しては「当面の受入対応」に則り、沖縄県クルーズ船受入協議会の圏域毎に設置された地域協議会で合意を得る必要がある。

【背景及び経緯等】

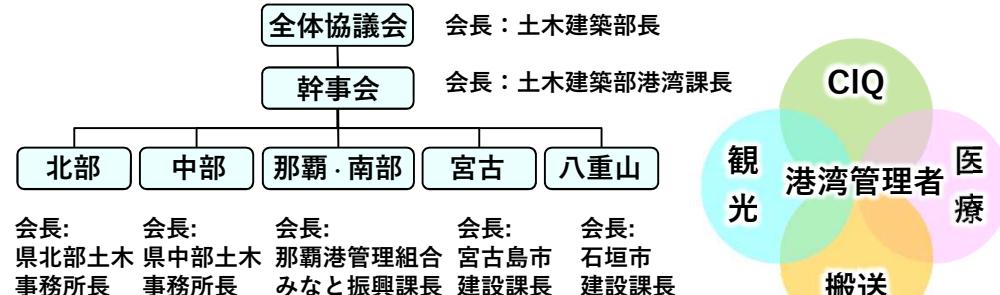
- 国内クルーズ船の寄港受入れに際して、指針的役割となる県の考え方を医療、観光、港湾部局で意見交換等を行い取りまとめた「当面の受入対応」を沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で報告(令和4年5月25日)。
- 「当面の受入対応」に則り、令和4年6月に平良港(29日)、本部港(30日)へ国内クルーズ船の寄港が2年4ヶ月ぶりに果たされた。
- 國土交通省監修の下で関係業界団体が策定した船舶及び港湾における感染予防対策に関するガイドラインが令和4年7月31日に改訂・公表された状況を踏まえて、関係部局と意見交換等を重ね「当面の受入対応」を見直し、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で報告(令和4年11月2日)。
- 政府の新たな水際対策の緩和措置を受けて、関係業界団体が国際クルーズを対象とするガイドラインを令和4年11月15日に公表された状況を踏まえて、関係部局と意見交換等を重ね、「当面の受入対応」を見直しを行った。

【沖縄県クルーズ船受入協議会】

【目的】 県内港湾に寄港する国内クルーズ船の受入に関する合意を図る。

【構成員】 港湾、医療、搬送、観光の関係機関

港湾：土木建築部、那覇港管理組合、宮古島市、石垣市、沖縄総合事務局
医療：保健医療部、病院事業局、各保健所、各県立病院、医師会
搬送：知事公室、消防、海保、警察
観光：文化観光スポーツ部、OCVB、各地域観光機関、クルーズ受入機関
CIQ：税関、出入国、検疫所、動物検疫、植物防疫



当面の受入対応

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律」に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置付けられている間とする。

■受入方針

- ① クルーズ船の寄港受入について事前に判断を示した場合であっても、寄港前の感染状況等により、地域の医療機関が逼迫し船内感染者の受入が困難になったと受入地域協議会が判断した場合など、地域の実情に応じ、寄港受入の判断を変更する可能性があることについて予め同意すること。
- ② 下記受入条件の遵守を前提に、クルーズ船社（代理店を含む）から感染者の陸上隔離又は検疫所から医療機関の斡旋等の要請がある場合は、原則、那覇港又は中城湾港で感染者を受入れる。
- ③ 船内で感染者が確認された場合でも、日本外航客船協会（JOPA）が定める基準に相当する運航基準が定められている場合又は日本国際クルーズ協議会（JICC）が関係ガイドラインにおいて定める運航警戒基準に準則した対応をする場合に運航継続を可とする。
- ④ 日本国際クルーズ協議会（JICC）に加盟していない外国船籍の国際クルーズ運航関係事業者（運航会社、船舶代理店等）が本県に寄港する場合には、日本国際クルーズ協議会（JICC）が定めた感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件として、沖縄県クルーズ船受入協議会で受入合意を諮詢することを可とする。

■クルーズ船受入に関する条件

1. 受入可能時期

- ① 国内運航時において、当該港湾地域及びその前に寄港した地域が医療非常事態宣言下にないこと。
- ② 国内運航時において、停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請する場合は、当該港湾地域及びその前に寄港した地域における医療の逼迫状況等を評価するレベル分類が「レベル2」以下であること。但し、「レベル3」の場合であっても、寄港地での感染者の下船を原則として求めず、船内での隔離を継続させる場合は受入を可とする。

2. 乗船条件

- ① ア) JOPA及びJICCのガイドラインに基づき、乗船前3日以内の陰性確認を行うこと。ただし、島嶼県であり医療提供体制が脆弱である本県の実情に鑑み、PCRまたは抗原定量検査による陰性検査を強く推奨する。
イ) 現在主流である流行株に感染した場合の発症までの期間を踏まえ、出発港から本県港湾に寄港するまでの間に8日以上経過している場合は上記ア)を省略することができる。
ウ) 療養期間を終了した者が乗船する場合で、検査結果が陽性反応を示す場合にあっては、船医の問診等により、感染させるおそれがないと判断する場合は乗船を可とする。
- ② 乗船時点で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある乗客及びその濃厚接触者に対し、乗船前に改めて検査を行い、検査の結果陽性が判明すれば陽性者の乗船を不可とすること。
- ③ 旅行開始の2週間前までにワクチン接種を最新の状態にすることが望ましい。

3. 感染対策マニュアルの遵守

- ① 海上運送法に基づき策定した衛生管理規程の遵守を徹底すること。

4. その他

- (本部港へ寄港する場合)
- ① 本部港への寄港にあたっては、港湾管理者と協議の上、那覇・南部又は中部への搬送体制の確保を前提とすること。
- (平良港、石垣港へ寄港する場合（県内の他の港湾を発着港とする場合を除く）)
- ② 平良港、石垣港への寄港にあたっては、以下の対応を行うこと。
ア) 停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請する場合：航行中の船内において、寄港前に全員の検査（抗原検査による判定、PCR検査により確定等）を実施すること。
イ) 停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請しない場合（船内隔離を継続する場合）：感染者の船内隔離を継続する場合は、寄港前の全員検査の実施を省略することができる。
ウ) 上記ア)及びイ)に関わらず、感染者の症状や重篤化リスクに鑑み陸上での治療が必要と船医が判断した場合には、那覇港又は中城湾港での受入れを原則としつつ、感染者の症状・容体により緊急の受入れが必要な場合、平良港又は石垣港で受入れることについて、関係地域協議会において合意を得ていること。
- (小規模離島へ寄港する場合)
- ③ ア) 上記2①アにかかわらず、乗船前3日以内（乗船前が難しい場合は、小規模離島の寄港直前）の陰性確認については、PCRまたは抗原検査定量検査（自己検査不可）とする。
イ) 小規模離島への寄港にあたって、感染者が確認され、保健所等に陸上隔離又は医療機関の斡旋等を要請する場合には、那覇港又は中城湾港での受入れを原則としつつ、感染者の症状・容体により緊急の受入れが必要な場合、本部港、平良港又は石垣港で受入れることについて、関係地域協議会において合意を得ていること。※小規模離島：石垣島、宮古島以外の離島
- (県内の港湾を発着する場合)
- ④ 県内の港湾を発着港とする場合は、3泊4日以内の旅程とすること。
- (航行中に感染者が発生した場合においてクルーズを継続する場合)
- ⑤ 船内で感染者が確認された場合においても、受入方針③に基づき、クルーズ船の運航継続を可として本県へ寄港する場合にあっては、以下の対応を行うこと。
ア) 停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請する場合：寄港直前の港湾において全ての感染者が受入れ可能な旅程とすること。
イ) 停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請しない場合（船内隔離を継続する場合）：上記ア)の条件を省略することができる。
【理由】日本本土や諸外国から海で隔てられた本県への寄港は長時間を要し、寄港直前の港湾で受入れた一定人数を超える船内隔離者の容態の急変も想定されるため